

2月16日～3月15日

税の申告が始まります

税についてのお問い合わせは、市税務課TEL (23) 6111番 内線2152・2153まで。

平成23年度の市・道民税の申告受付期間は、2月16日(水)から3月15日(火)までの1カ月間です。申告忘れや誤った申告で不利益を受けることのないよう、あらかじめ必要な書類を用意しましょう。

市・道民税は源泉徴収される所得税とは異なり、前年の収入に応じて1年遅れで課税されるため、平成23年度市・道民税は、平成22年の収入に対して課税されます。

市役所ロビーに 申告会場を開設

市は、市役所ロビーに申告会場を開設して、市・道民税の申告を受け付けます。

▼開設日時 2月16日(水)～3月15日(火) 9時～17時

※土・日曜、祝祭日を除く

市・道民税の申告が 必要な方

平成23年1月1日現在、根室市に住所がある方は、原則として申告しなければなりません。

- また、所得がなかった方についても、次の方は申告が必要です。
- ・国民健康保険税や介護保険料の算定に必要と思われる方。
- ・国民年金保険料の免除申請をする方。
- ・非課税証明書が必要な方。

▼次の方は、申告の必要はありません。

- ・所得税の確定申告を行った方。
- ・平成22年中の所得が給与のみで、年末調整を行った方。ただし、雑損控除、医療費控除または寄附金控除等の諸控除を受ける場合は、申告が必要となります。

申告に必要なもの

① 印鑑
申告には、次のものがが必要です。

② 収入を証明するもの

- ・源泉徴収票または支払者の証明書
- ・保険の満期金の収入を証明するもの

・個人事業主の方は、収入と経費を証明するもの

③ 控除を証明するもの

- ・生命保険料、地震保険料または旧長期損害保険料などの課税所得控除証明書
- ・社会保険料(国民健康保険税、介護保険料など)の領収書
- ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収書
- ・医療費控除を行う方は、医療費に係る領収書

※領収書の日付は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までの期間のものが対象です。

医療費控除を受けられる方

医療費控除は、10万円を超えた額(ただし、合計所得金額が20万円以下の方は合計所得金額の5%を超えた額)が控除になります。なお、医療費を補てんする給付金などが支払われている場合は、その部分は控除の対象なりません。

確定申告書はご自身で作成

市・道民税の申告受付期間中は、所得税の確定申告も同時に受け付けていますが、確定申告書は申告